

「教育振興基本計画部会における審議の状況」についての意見

平成19年12月5日
日本私立短期大学協会

中央教育審議会教育振興基本計画部会におかれましては、改正教育基本法に基づく、「教育振興基本計画」の策定に向けて鋭意ご審議いただき、このたび、「検討に当たっての基本的な考え方」及び「重点的に取り組むべき事項について」の審議の状況を示されました。

貴部会のご尽力に深甚なる敬意を表します。

「審議の状況」について、本協会として下記の諸点について意見を申し述べますので、その意とするとところを参酌いただき、「基本計画」に反映されることを要望いたします。

記

審議の状況全体として

国民全体から教育が大切と受けとめられ、策定された基本計画が確実に実施されなければならない。

教育振興基本計画の策定は、政府全体で教育の振興に取り組むことにおいて重要な意味を持つものとする。国民全体から教育への公費投入が大切であると受けとめられ、策定された基本計画が、他の行財政政策等に影響を受けないで確実に実施されなければならない。

重点的に取り組むべき事項について

1. 大学・高等専門学校・専修学校における高度な専門職業人や実践的・創造的技術者の養成の充実について（3ページ）

大学・短期大学が行う専門職業人養成充実の必要性についても、記述願いたい。

高度専門職業人の養成は重要なことであるが、このような人材が社会に出て実効ある役割を果たすためには、職業人教育の根幹をなしている大学・短期大学が行う専門職業人養成の質の充実がなくてはじめて実現するものである。社会の向上・発展を目指すためには、職業人教育においても全体のバランスのとれた施策が講じられるべきである。

また、専門職大学院・高等専門学校・専修学校のみが限定的に職業人養成等を行うとの印象を与える表記は、適切でない。

2. 社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する(9ページ)

学士課程教育等の質の向上について

**学士課程教育等の表現は、社会一般から短期大学士課程教育が含まれるとは理解されないの
で、短期大学士課程教育を明記されたい。**

平成17年10月に学校教育法の改正により「短期大学士」課程の制度が発足し、短期大学教育が学位を与える課程として位置付けられた。

教育関係者等一部の者には、学士課程教育等に短期大学士課程教育が含まれると理解できないこともないが、社会一般が、このような解釈をするとは到底考えられず、学士課程(四年制大学)教育だけが大学教育と受けとめられるような表現は適当でないとする。

この基本計画は社会に公表されるものであるから、短期大学士課程教育を明記し、国民に分かりやすい記述にすべきである。

3. 私立学校の振興策を充実する(13ページ)

**(1) 私立学校振興方策を確実に実現するため、数値的な目標を設定することについて、
検討いただきたい。**

改正教育基本法第8条において新たに、「国や地方公共団体は、私立学校教育の振興に努めるべきこと」と規定されたところであり、我が国における私学の果たしている役割の大きさからいって、

私学助成の充実及び学校法人に対する経営支援は重要なことである。また、私立学校の基盤的経費である私学助成等を確実に措置する(11ページ)ことについても記述されているが、これらを現実的なものとするために、基本計画に数値的な目標を盛り込むことについて、ぜひともご検討いただきたい。

(2) 私立学校の振興策の充実に関する記述の位置付けについて、検討願いたい。

私立学校の振興策の充実の記述が、この項の表題の「4 安全・安心で質の高い教育環境を整備する」の中にあることが、私学関係者としては違和感があるので、他の相応しい位置付けについて検討願いたい。

(以上)